

介護サービス情報の公表制度の問題点と対応

介護サービスの情報の公表制度については、利用者や介護サービス事業者等から下記のような問題点があると指摘が寄せられていることから、指摘事項に対しては逐次対応し、制度の適切な運用を図っているところである。

1 利用者等に対して制度の周知が不十分なのではないか。開示されている情報の項目が、利用者の選択に資するものになっていないのではないか。

【現状】

- ・ 公表画面アクセス数(平成19年5月現在) 約22万件
(※システム不具合等によりアクセス数が抽出できない4県を除くデータ)

【対応】

- ・ 政府公報等を通じ、利用者への制度の普及啓発に努めているところ
- ・ 全国会議等において、各都道府県に対し、被保険者のいる世帯、管内市区町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等介護サービスの利用者の相談に応じる多様な主体に向けて、広く本制度の活用について普及啓発を行うよう要請しているところ
- ・ 今後、情報の項目の妥当性について検討を進める。

2 事業運営の透明性の確保が不十分なのではないか。

【現状】

- ・ 全国会議等において、本制度の事業運営について、運営状況の開示を要請してきたところであるが、
20都道府県については運営状況開示済み(予定含む)
27県については、未開示 (平成19年10月時点)

【対応】

- ・ 全国会議等において、各都道府県に対し、各都道府県等のホームページ等を活用して積極的に事業運営の公表を行うことによって事業運営の透明性を確保を図り、幅広く国民の理解を得られる制度となるよう、適切な対応を行うことを要請しているところ

3 手数料水準が事業運営のコストに見合ったものでなく、過剰な負担となっているのではないか。

【現状】

- ・ 各都道府県が、事業所に対する調査体制、地理的条件等を踏まえて算定し、都道府県条例で手数料を定めている。
- ・ 手数料設定状況(全国平均) 約5万4千円

(調査事務手数料 約4万1千円 情報公表事務手数料 約1万3千円)(平成19年7月1日現在)

【対応】

- ・ 昨年より、全国会議等において、可能な限り調査事務等の実態を把握し、手数料の水準の妥当性等について検証し、対外的にも理解が得られるものとなるように、必要な条例の見直し等適切な対応を図るよう、累次要請してきているところ。本年1月16日に開催した全国厚生労働関係部局長会議においても、再度、同様の要請を行ったところ。
- ・ また、昨年12月4日付で、各都道府県に対して事務連絡を発出し、対外的にも妥当性等についての理解が得られる水準の手数料に引き下げるなど必要な条例の見直し等の取組を行うよう、重ねて依頼したところ